

令和5年度 第2回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

| | | | |
|--------------|---------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 開催日時 開催場所 | 令和5年8月1日(火) 和歌山労働局6階会議室 | 午後3時15分から 午後3時56分まで | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員 | 出席5名 出席5名 出席5名 | 定数5名 定数5名 定数5名 |

○廣谷会長

ただ今から、第2回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴者及び意見陳述について報告をお願いします。

○事務局(酒井)

はい、報告させていただきます。本日の出席状況につきまして、委員15名全員の出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっております。令和5年7月6日に傍聴公示を行いまして、申出のあった10名の方が傍聴されています。

次に、最低賃金法第25条第5項に基づきまして、令和5年7月4日に関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、期日の7月25日までに4名の方から意見の提出があり、審議会において直接意見陳述を希望されましたので、本日、お越しいただいております。

意見陳述者は、申出順に、

| | |
|---------------|-----|
| 紀州有田商工会議所 | 興津様 |
| わかやま市民生協労働組合 | 鈴木様 |
| 和歌山県医療労働組合連合会 | 谷口様 |
| 和歌山県地方労働組合評議会 | 杉様 |

の4名でございます。

なお、意見陳述の申出をいただいた4名の方は傍聴も希望されておりますので、その4名の方を含めて、傍聴者は10名となっております。

以上、御報告いたします。

○廣谷会長

それでは、開会に当たり、和歌山労働局長からひと言いただけるということで局長よろしく申し上げます。

局長あいさつ

○廣谷会長

では議題に入る前に本日の資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局（酒井）

説明させていただきます。

資料1でございます。県最賃の改正について御提出いただきました意見書となっております。受付順に付けさせていただきます。

資料2は、本日、意見陳述はございませんが、和歌山弁護士会様から当審議会宛ての会長声明でございます。

資料3は、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する申出書になります。

申出書の添付資料は事務局で保管しておりますので、御要望がございましたら御覧いただくことは可能です。

続きまして、資料4でございますが、申出のあった特定最低賃金の決定等の必要性についての形式的審査の結果の資料でございます。

資料5は、和歌山県が公表しております職種別、学歴別初任給のデータを取りまとめたものでございます。

資料6は、和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書です。県内の製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、サービス業などの事業所の労働者の今年6月分の賃金について回答をいただいた統計でございます。専門部会の金額審議等でも御活用いただきたいと思います。

資料7は、7月28日付けで中央最低賃金審議会から通知がありました、令和5年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申文でございます。後ほど伝達させていただきます。

また、別綴りといたしまして、本年度の中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会配付資料を配付しております。

以上、簡単ではございますが資料の説明をさせていただきました。

なお、資料内容についての御質問等がございましたら、この後の該当する資料を用いた審議の中でその都度、御質問いただければと思います。

以上でございます。

○廣谷会長

ただ今、事務局から説明をいただきました資料については、今後の審議の参考として有効に活用したいと思います。

それではこれから議題に入りたいと思います。

ではまず、議題(1)の関係労使の意見陳述ですが、最低賃金法第25条第5項に基づき、意見陳述の申出があった4名の方からの意見聴取を行いたと思います。1人5分以内とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、紀州有田商工会議所の興津様、意見陳述をお願いします。

○紀州有田商工会議所（興津）

紀州有田商工会議所の興津と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

紀州有田商工会議所は、和歌山県有田市にございます。小規模零細事業所および中小企業で組織する公益法人でございます。

本年度の最低賃金審議会の審議に当たりまして、中小企業・小規模零細事業者の声を届けさせていただきます。

令和2年2月に和歌山県で初確認されました新型コロナウイルス感染症も令和5年5月から5類に移行され行動制限等なくなり、中小企業におきましても業績回復に向かっているというところでございますが、そうした中、政府は骨太の方針におきまして、三位一体の労働市場改革を通じた構造的賃上げの実現や、これによる分厚い中間層の形成が閣議決定され、最低賃金に関しましても、2023年に最低賃金の全国加重平均を1,000円に上げるよう示し、中央最低賃金審議会は、先ほどもお話がございましたが、7月28日、最低賃金を全国加重平均41円、4.3%アップと過去最大の引上げで1002円とする目安をまとめられております。

御存じのとおり、最低賃金は、法が定める三要素、労働者の生計費、一般的な賃金水準、企業の支払能力に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを国の賃上げ政策実現の手段にして用いることは承諾できません。

最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることにはできません。そのため、今回のような資源エネルギー高、原材料高が続く中においては、雇用調整せざるを得ない状況となりかねません。

また、中小・小規模事業者においては、物価高において、価格転嫁ができず、適正価格での取引ができていない事業所が非常に多いのが現状となっております。

和歌山地方最低賃金審議会におかれましては、地方の経済情勢等を考慮いただいて、今年度の審議に当たり次の事項について強く要望いたします。

2点でございます。一つは法の定める三要素、生計費、賃金、支払能力に基づき、データによる明確な根拠の下、納得感のある審議決定をお願いしたい。最低賃金の審議決定において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、労働者生計費と賃金の上昇が見込まれる一方、中小・小規模零細企業の支払能力は、原材料費やエネルギー価格などの高騰により非常に厳しい状況にあります。

先ほども申し上げましたが、最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティネットとして赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであるため、企業の支払能力を超えた過度な最低賃金は、引上げたのを見直せないように、和歌山地方最低賃金審議会におかれましては、和歌山県下のデータによる明確な

根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求めます。

2点目です。中小企業の人手不足につながる年収の壁問題の解消をということで、近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規やパートタイム労働者が103万円や130万円に届かないように労働時間を調整、就労調整するケースがこれまで以上に増え、企業はそれにより人手不足が生じ、パートタイムの方を募集しても集まらず、生産計画に支障が出ているということも増加しております。

こうした、いわゆる年収の壁の問題は、現在の人々の働き方や家族の形態を踏まえて税制や社会保障制度を見直すとともに、労働者の正しい理解を促進することにより解消していくことが求められます。

こうした観点から、税制、社会保障制度の見直し等、和歌山地方最低賃金審議会の皆様からも中央最低賃金審議会に提言していただきますようお願いいたします。

その2点でございます。お願いします。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の興津様の御意見に関して、御質問ございませんか。

意見なし

興津様、ありがとうございました。

続きまして、わかやま市民生協労働組合の鈴木様よろしく申し上げます。

○わかやま市民生協労働組合（鈴木）

わかやま市民生協の労働組合の書記長をしております鈴木と申します。ちなみに県地評の常幹もしておりますので、私は生協で働く者として、そこに働いているパート労働者の視点から陳述させていただきたいと思っております。

お手元の資料にあるのですが、毎年パート労働黒書ということで、全国の生協で働いているパート労働者、並びに非正規という形の方から声を集めています。また、手記という部分もあります。だから生々しい声が結構寄せられています。その中で僕が印象に残っているものをピックアップさせてもらっています。

一つあるのは、私たちの子供の頃は、そこに書いていますが、家族で旅行、月一回とか数回行くのが非常に楽しみであった。しかしながら、今子供たちにそれを保障することはできませんと、その中で色々出ているのは、今も時給合わせての生活賃金というのは自分たちだけでなく親の分も年金が少ないということで

負担をしているということになるというのが実態として、かなりの方からそういう声も集まっています。そういった方の中で、やはりダブルワークせざるを得ない状況があるのだと、ダブルワークということで働くのはいい事かもしれませんが、子供たちにとってはどうかというところで、かなり時間がないという中でお母さん方も働いているというので、今日朝から行って、昼から行ってと、夜は家事しやなあかんという中でいらいら感が出てくるというのでどうしてもついつい子供さんが大丈夫と親切に聞くんだけど、お母さんはいらいらして「何言ってんのよ」ということで怒ってしまう。これは許せないんやと自分自身で自答しながらそういう声をいただいている。

本当に時給が1000円であればダブルワークせずに済むんだという声を聞いております。それも1点、生々しくて、今日もここへ来るまでに現場におりますので、パート労働者にちょっと行ってきますと声を掛けました。何とか1,000円で頑張るよ。41円アップなんでしょ。いや違うんですBランクなんで40円なんですということを言えば、エッなんでと、同じやのにと、また大阪と差がつくのっていう声がやっぱりあるんです。これはどこで働いても同じ生活ができる、憲法25条で保障されている、そういう権利をやっぱり、どこで働いてもやってほしいなと思っています。今出た平等という話がありますけど、この時給で働く方に関しても女性の方が多いです。その辺のことも含めてデータの視点からしても賃金は上乘せさせる必要があると思っています。

もう一つ、最後の方に書いていますが、地域によって経済格差があると思います。中小企業の割合とかいろいろあると思います。そんな中で国は助成金という形で制度を設けています。

分からないのは、予算の中で和歌山の申請の割合はどのくらいなんだろうとか、去年東京に行って厚労省の方と話した時には、地方の申請の割合が低いという話を聞いているのですが、和歌山の実態がちょっと分からなかったのも、この辺はどうなんだろうな。国が憲法の立場から言うと平等にできるように手厚く補助をする。これがないと企業の方も安心して働いている方の生活を守る、併せて子供たちの未来を守るという視点に立てないかと思っていますので、これも併せてこの最低賃金をアップする、全国一律にするというのをしっかり声を掛けていけと言われました。この場で言うことによって少しでも改善できるように思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の鈴木様の御意見に関して、御質問ございますか。

意見なし

鈴木様、ありがとうございました。

続きまして、和歌山県医療労働組合連合会の谷口様お願いします。

○和歌山県医療労働組合連合会（谷口）

皆さん、こんにちは。私は医療・介護の現場で働いています労働組合で作っております和歌山県医療労働組合連合会の谷口と申します。本日は医療・介護現場で働く労働者の目線で発言させていただきたいと思います。

3年間にわたる新型コロナウイルス感染拡大により、労働者や国民の生活は重大な影響を受けました。海外ではコロナ感染症との闘いの中で、世界各国の看護師たちが労働条件の改善を求めて、ストライキに立ち上がりました。そして賃上げを要求しているというふうな報道が聞かれました。

そして今年の春闘では、物価高騰を受けて民間企業の賃上げが進む中で医療現場で働く職員はというと、公定価格で決められております診療報酬というのは価格転嫁がでないということで、医療現場での賃上げは充分に行われていません。

医療・介護現場には、看護師を始め国家資格等でライセンスを持つ労働者が多数おられますけれども、非常に低い賃金水準に抑えられています。厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によりますと、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較しますと、看護師は107,200円低いという実態にあります。さらに介護労働者は全産業平均に比べ、75,000円も低いという実態がずっと続いています。コロナ禍でより明らかになった医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えると、専門職とはとても思えないような低い賃金水準であります。仕事に見合わない低賃金というのが離職を促してまして、看護師・介護職員の不足に拍車をかけております。

和歌山の最低賃金は889円ですが、1日8時間、週40時間の労働の場合、月収に直しますと14万円ほどと、年収は170万円ということになりまして、この金額では労働者やその家族が十分に生活できるだけの収入であるとは言えません。

また最賃の格差も問題でありまして、近畿で見えていくと、和歌山と大阪の最賃の格差は134円でありまして、このことが都市部への人材流出の原因になっています。和歌山市や橋本市といったような大阪府と隣接しているような地域の事業所からは、和歌山の賃金では人が来てくれないので、大阪の最賃に何とか合わせているというようなお話もありました。またある地区の介護事業所にて、時給1,500円か1,300円で働いていたパート介護師が、近くの梅工場が1,200円であったということで、感情労働で大変な医療・介護の仕事避け、

工場勤務に流れてしまっているというお話もありました。

全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を憲法 25 条で保障されています。しかし、日本の最低賃金の水準は低く、コロナ禍で失業や生活困窮に陥る労働者が確実に広がり、賃金が上がらない状態が続き、憲法が定めている最低限度の生活と現実の生活とが大きく懸け離れています。

私達は全国どこでも 8 時間働けば普通に暮らせる最低賃金の水準と、全国一律最低賃金制度・産業別最低賃金制度の導入を強く訴えております。これ以上地域間格差が広がらないように求めるとともに、慢性的に続く医療・介護現場の人手不足を解消するために、和歌山県の最低賃金の大幅引上げを強く求めています。

このことが医療・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引上げは、喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の谷口様の御意見に関して、御質問ございませんか。

質問なし

谷口様、ありがとうございました。

続きまして、和歌山県地方労働組合評議会の杉様をお願いします。

○和歌山県地方労働組合評議会（杉）

御紹介いただきました和歌山県地方労働組合評議会事務局長の杉と申します。

私は和歌山県の最低賃金を直ちに 1,500 円以上に引上げ、全国一律最賃制の実現と、中小零細事業者の支援拡充を求めます。この趣旨で意見を申し上げます。

和歌山県の最低賃金は、昨年改定で 889 円となりましたが、東京都との比較で 189 円、隣接する大阪府との格差は 134 円となり、その前の年よりもさらに格差が広がりました。

これでは地方から大都市への人口流出には歯止めがかからず、高齢化、過疎化に一段と輪を掛け、地域にお金が回らない状況を容認することになります。

また、昨年の最低賃金審議の後、一段と物価の高騰が進み、労働者の暮らしを直撃しています。私たちは今年 1 月、労働局長宛てに、急激な物価の上昇は消費者物価指数等の状況認識に大きな変化が生じており、当審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃し社会問題になっているとし、再審議を求めたところであり、暮らしをめぐる状況はその時よりさらに厳しくなっています。

今年 4 月、中央最低賃金審議会は、都道府県のランク付けを 4 から 3 に削減し、

地域間格差を是正する方針を決めました。しかし今般示された目安の金額はこれに基づくものだと思いますが殊更に41円、40円、39円と格差を付け、さらにこの格差を拡大させる。そういう目安となっており、このランク付けが一体何の意味があるのかというふうに疑わざるを得ません。

私たちの上部組織である全労連とともに各地の地方組織が取り組んでいる最低生計費試算調査によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給に換算して1,500円以上が必要であり、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどないことを明らかにしてまいりました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済を温め、人口減少社会に歯止めを掛ける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが普通に働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設も求めています。

併せて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。私たちは、公正取引ルールの確立や負担の大きい社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続く中で諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

経営の厳しさは労働者の立場からも理解のできる状況ではありますが、しかし、その厳しさの解決策を労働者の賃金抑制に求めることは、和歌山の経済発展の観点からも誤りであると考えております。

つきましては、次の点について要請します。

- 1 和歌山県の最低賃金を直ちに1,500円以上に引上げること。
- 2 全国一律最低賃金制の実現に向け政府・関係機関に働きかけること。
- 3 賃金引上げを円滑に実施できるよう、特に中小零細企業に対する支援を強化するよう政府・関係機関に要請すること。

同じ趣旨で本日和歌山の労働者1,000人を超えるメンバーからこの署名を預かってまいりました。是非ともこの場で会長に託したいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○廣谷会長

ありがとうございました。

ただ今の杉様の御意見に関して、御質問ございませんか。

意見なし

杉様、ありがとうございました。

署名をお持ちいただいたとのことですので、お受けしたいと思います。

会長が署名を受け取る

確かにお受けしました。後ほど拝見させていただきます。

それでは、意見陳述についてはこれにて終了いたします。

労使それぞれの立場から貴重な御意見を拝聴いたしました。いただいた御意

見は今後の審議に生かしてまいりたいと思います。

○廣谷会長

次に、議題(2)の目安答申の伝達についてであります。7月28日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申がなされています。その答申を事務局から伝達していただきます。

○事務局(酒井)

それではお配りしました資料7を御覧いただきたいと思います。1枚目の答申の本文を読み上げます。

答申文朗読

以上、目安の答申について伝達いたしました。

○廣谷会長

ただ今、事務局から目安答申を伝達していただきました。

今年度の目安答申に関して、御意見をお聴きしたいと思いますが、まず、労働者側委員いかがでしょうか。

○濱地委員

はい、特にございませんが、この目安というのを重視して今後の議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

○廣谷会長

では、使用者側委員いかがでしょうか。

○児玉委員

使用者委員の児玉です。中央の方で公労使が真摯に議論されたということに重きを置いて我々も真摯に議論をしていきたいと思っております。

○廣谷会長

公益側委員から意見ございますか。

特になし

それでは、中賃目安に関する意見はこれくらいで終了させていただきます。

和歌山県最低賃金改正決定に当たっては、目安答申の内容や地域の状況、それから先ほどの関係労使の方々からの御意見等も参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいと思っております。

次に、議題(3)の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

局長から会長に諮問文を手交
写しを委員に配付

○廣谷会長
事務局は、諮問文を読み上げてください。

諮問文朗読

○廣谷会長
ただ今、諮問を受けましたが、何か御意見、御質問はございますか。

質問なし

では、これらの諮問を受けたということで、まず特定最低賃金の改正決定の必要性の審議については、特別小委員会を設置して審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

異議なし

それでは、改正決定の必要性については特別小委員会を設置して審議していただくこととし、特別小委員会の委員を指名したいと思います。

公益委員につきましては、先日の公益委員会議において、金川委員、本庄委員、和中委員の3名が担当することになっていますが、労働者側、使用者側それぞれ3名を御推薦いただきたいと思います。

○濱地委員
労働者側につきましては、北道委員、澤井委員、濱地委員がやらせていただきます。よろしく申し上げます。

○児玉委員
使用者委員は山本委員、中島委員、児玉委員で対応します。

○廣谷会長
それでは、ただ今推薦していただいた委員の皆様を、特別小委員会の委員に指名しますので、よろしくお願いたします。
特定最低賃金の改正決定の必要性については、特別小委員会において審議をしていただいて、その後、本審において審議結果の報告を行っていただきたいと思います。

その報告を踏まえて、審議会から局長へ、改正決定の必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

それでは、そのように進めていきたいと思えます。特別小委員会の日程については、事務局から説明をお願いします。

○事務局（酒井）

特別小委員会の日程ですが、後ほど調整させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○廣谷会長

最後に、その他の議題となりますが、本日の議事に関する事、今後の審議に関する事等で何か御意見、御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

意見なし

改めまして、和歌山県最低賃金改正決定に当たっては、目安答申の内容や地域の状況、それから先ほどの関係労使の方々からの御意見等も参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいと思えます。

本日はこれで閉会とします。